

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	佐世保市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sasebo.lg.jp/soumu/jyohou/mynumber_seido.html#renkei">http://www.city.sasebo.lg.jp/soumu/jyohou/mynumber_seido.html#renkei</a>

執行機関名 佐世保市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第54号)による医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐世保市特定個人情報の保護等に関する条例 別表第1 第8の項 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第54号)による医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年十一月二十九日法律第二百三十八号)第1条	佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第54号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、心身障害者、乳幼児、小・中学生、母子家庭の母と子及び父子家庭の父と子に対し、医療費の一部(以下「福祉医療費」という。)を支給することにより、保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		佐世保市福祉医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第54号) 佐世保市福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年規則第58号)